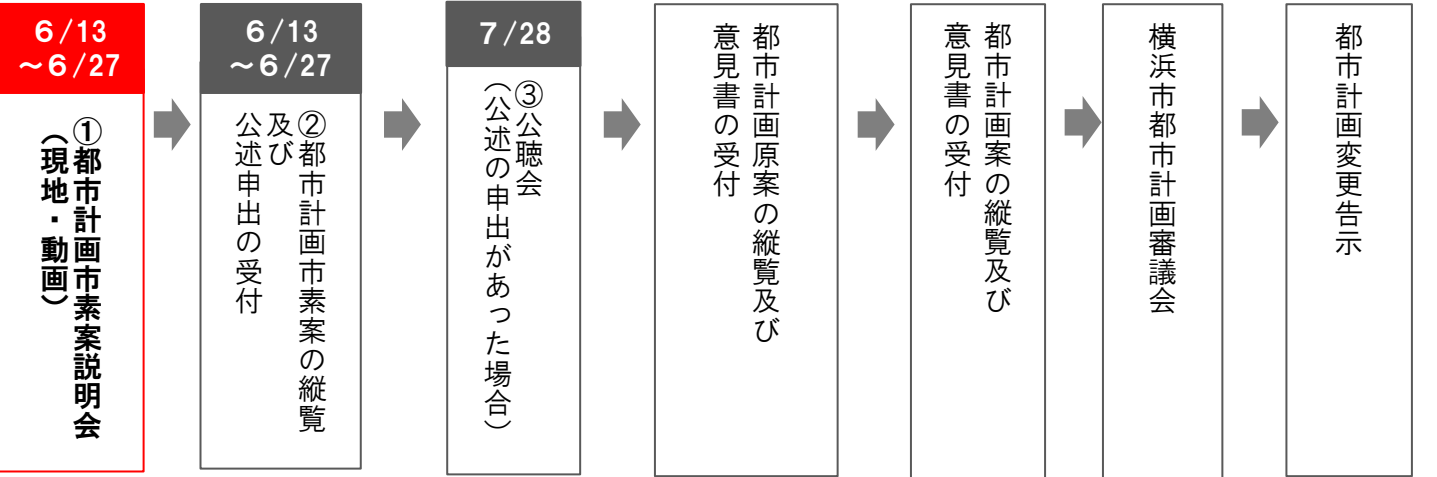


③公聴会の日時及び会場（公述申出があった場合に開催）	
日時	令和7年7月28日（月）午後7時開始
会場	中川西地区センター 体育室（横浜市都筑区中川2-8-1）
その他	公聴会開催の有無は、7月2日（水）以降に横浜市ホームページで御確認いただくか、横浜市建築局都市計画課（045-671-2657）に電話でお問合せください。 「公聴会における公述意見の要旨と市の考え方」については、後日、横浜市ホームページで公表します。

今後の都市計画手続の流れ



問 合 せ 先

◆計画内容・事業内容に関すること

地区計画の内容について

横浜市建築局住宅政策課

TEL 045-671-2922

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10 市庁舎24階

事業の内容について

横浜市建築局住宅再生課

TEL 045-671-2954

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10 市庁舎24階

3Dイメージパース図。白と青の立方体で構成された建物群が、緑豊かな公園や歩道、そして道路と隣接している様子が見える。右下には「【イメージパース】」という文字が記されている。

※イメージであって今後変わる可能性があります。なお、町内会館については、町内会で別途検討しています。

◆都市計画手続に関すること

横浜市建築局都市計画課

TEL 045-671-2657

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10 市庁舎25階

※市素案説明会

市素案説明会のQRコード。

横浜市 市素案説明会 で検索

※市素案縦覧・公聴会

(6月13日から公開)

市素案縦覧・公聴会のQRコード。

横浜市 公聴会 で検索

横浜市からのお知らせ

令和7年5月

都市計画市素案説明会のお知らせ

<都筑関耕地地区地区計画の都市計画変更について(都筑区あゆみが丘9番)>

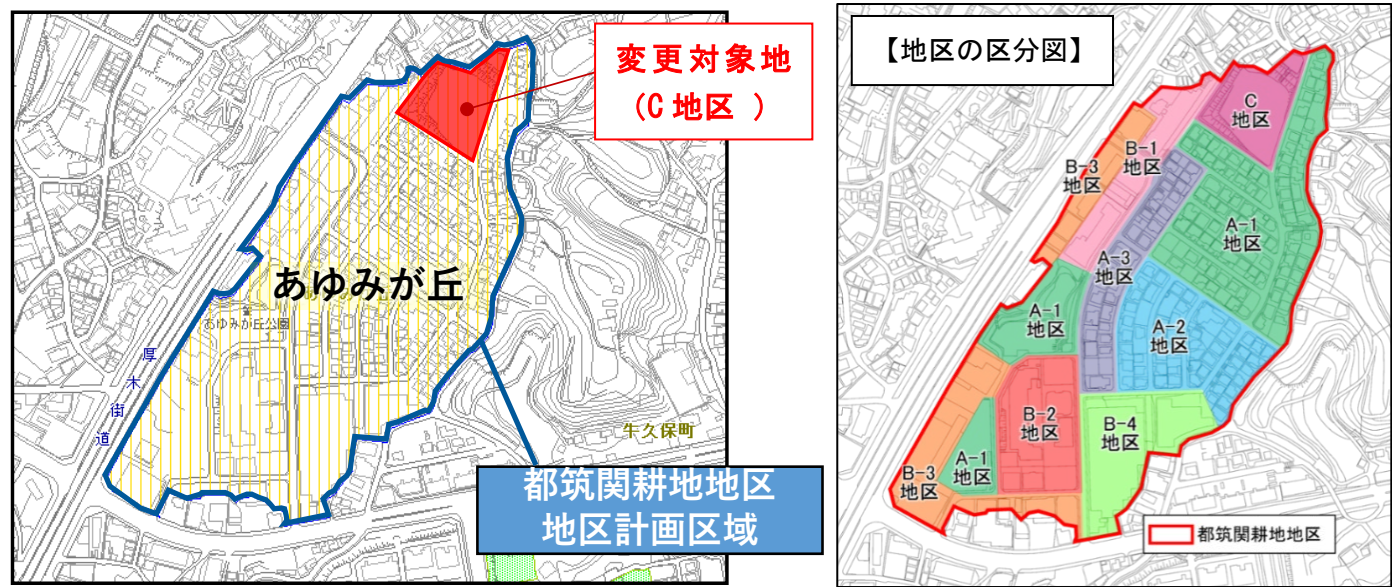
横浜市ではあゆみが丘9番について、地域の活性化や持続可能な地域の発展のために、本市が土地を所有したまま、有効活用することを目指しています。

このたび、具体的なまちづくりを進めていくため、地区計画の変更について、都市計画市素案を作成しましたので、都市計画市素案の内容や今後の手続について、説明会を開催します。

①都市計画市素案説明会の日時及び会場		
現地 開催	日時	令和7年6月13日（金）午後7時開始
	会場	中川西地区センター 体育室 <u>《スリッパを御持参ください》</u> （都筑区中川2-8-1） （市営地下鉄「中川駅」徒歩3分） ※申込は不要です。 直接会場へお越しください。 ※駐車場の御用意はありません。 公共交通機関を御利用ください。
動画 配信	日時	令和7年6月13日（金）から令和7年6月27日（金）まで
	場所	横浜市ホームページ上での動画配信（音声付説明動画） 横浜市 市素案説明会 で検索 ※説明する内容は現地での説明と同じです。

②都市計画市素案の縦覧及び公述申出の受付	
期間	令和7年6月13日（金）から令和7年6月27日（金）まで（土・日を除く）
縦覧 場所	建築局都市計画課(受付時間：午前8時45分から午後5時15分まで) ※横浜市ホームページでも都市計画市素案を御覧になれます。
公述 申出	縦覧期間中、関係住民及び利害関係者は、市素案に対して公開の場で意見を述べる機会である「公聴会」における公述の申出ができます。 横浜市ホームページから電子申請又は公述申出書を都市計画課へ持参若しくは郵送してください。（受付最終日午後5時15分までに申請手続完了又は必着） ※公述申出書の様式は自由です。住所、連絡先、氏名、案件名、意見の要旨を御記入ください。公述申出書の参考様式は、ホームページ及び縦覧場所でも入手可能です。 ※10名の定員を超える申出があった場合は抽選を行います。

地区計画の変更の概要



○土地利用の方針の変更（下線部分が変更箇所）

名称		都筑関耕地地区地区計画	位置	横浜市都筑区あゆみが丘及び牛久保町地内	面積	約 10.8ha
区域の整備、開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、横浜市の北部、東急田園都市線あざみ野駅の東約1.2kmに位置し、国道246号線、都市計画道路日吉・元石川線の2本の広域幹線道路の交点に位置している。また、港北ニュータウンの東京方面からの玄関口となっており、周辺の環境と調和した多様な土地利用を図るべき地区である。 本地区においては、土地区画整理事業により、良好な市街地形成のための道路、公園等の都市基盤施設の整備を行う。 本地区計画は、土地区画整理事業によって整備された道路、公園等都市基盤施設の機能の維持・保全を図り、適正な土地利用と建築物の整備を誘導し、良好な環境の市街地を形成し、その保全を図ることを目標とする。				
		旧（変更前）		新（変更後）		
	土地利用の方針	C地区 <u>周辺住宅地の環境に配慮しながら、近隣住民の利用を主とする公益的施設の立地を図る。</u>		C地区 <u>脱炭素社会の実現に向けて、脱炭素化のモデルとなる先導的な低層住宅地の形成及び地区内のコミュニティ形成に寄与する施設の立地を図る。</u>		
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標の実現を図るため、それぞれ土地利用の方針の定めるところにより、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限について定める。 なお、商業業務及び公益的施設等にあつては適正規模の駐車場を、また、共同住宅等にあつては住戸数に見合う駐車場を設けることとする。		変更無し		
	緑化の方針	良好な環境を形成するため、建築物の敷地及び公園等の積極的な緑化に努めるものとする		変更無し		

○建築物に関する事項の変更（下線部分が変更箇所）

		旧（変更前）	新（変更後）
地区の区分	区分の名称	C地区	C地区
	区分の面積	約 0.7ha	約 0.7ha
建築物の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 学校、図書館その他これらに類するもの 2 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 3 診療所 4 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 5 前各号の建築物に附属するもの	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 <u>住宅（住戸の数が3以上の長屋を除く）</u> 2 <u>共同住宅（住戸の数が3以上のものを除く）、寄宿舎又は下宿</u> 3 <u>学校、図書館その他これらに類するもの</u> 4 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 5 前各号の建築物に附属するもの
建築物の敷地面積の最低限度		建築物の敷地面積は、 <u>6,000㎡</u> 以上とする。 ただし、次のいずれかに該当する土地については、この限りでない。 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地 2 図書館、管理事務所その他これらに類する居住者の共同の利便に供する建築物の敷地として使用する土地	建築物の敷地面積は、 <u>150㎡</u> 以上とする。 ただし、次のいずれかに該当する土地については、この限りでない。 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地 2 図書館、管理事務所その他これらに類する居住者の共同の利便に供する建築物の敷地として使用する土地
壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は <u>3m以上</u> 、隣地境界線までの距離は <u>1m以上</u> とする。	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は <u>1m以上</u> とし、隣地境界線までの距離は <u>0.6m以上</u> とする。 <u>ただし、この距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当するものについては、この限りでない。</u> 1 <u>外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの</u> 2 <u>物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの</u> 3 <u>自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3m以下であるもの</u>
建築物等の形態又は意匠の制限		1 建築物の屋根、外壁及び屋外広告物は、刺激的な色彩又は装飾を用いないものとする。 2 建築物及び屋外広告物等の意匠は、周辺の環境に配慮したものとする。	変更無し
垣又はさくの構造の制限		道路に面する垣又はさくの構造は、生け垣、フェンスその他これらに類する開放性のあるものとする。ただし、門柱その他これに類するものを除く。	変更無し